

平成28年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成28年3月4日（金）午前9時開議

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	中村精一
健康福祉課長	田邊浩一	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村幸夫	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹	手塚和夫
総務課主幹兼 総務班長	白井住三子	総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊
教育長	今井富雄	教育課長	鈴木庄一
教育課主幹 (指導主事)	吉野清久	選挙管理委員会 書記会長	白井住三子
睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介
書 記 中山大輔

議事日程(第2号)

- 日程第 1 議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算
日程第 2 議案第20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 4 議案第22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算
日程第 6 議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
(議案第19号から議案第24号まで一括議題、総括質疑、予算
審査特別委員会の設置・付託)

第1回予算審査特別委員会の開催(委員会構成・審査日程・審査方針の決定)

- 日程第 7 議案第 1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定について
日程第 8 議案第 2号 睦沢町空家等の適正管理に関する条例の制定について
日程第 9 議案第 3号 睦沢町空地の適正管理に関する条例の制定について
日程第10 議案第 4号 睦沢町教育支援委員会条例の制定について
日程第11 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
日程第12 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について
日程第13 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第11号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
日程第16 議案第12号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 25 号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について

(議案第 1 号から議案第 7 号・議案第 10 号から議案第 12 号及び議案第 25 号を一括議題、町長の提案説明まで)

日程第 18 休会の件

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議案第19号～議案第24号の総括質疑、予算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（市原重光君） 日程に入ります。

日程第1、議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

これから議案第19号から議案第24号までの6議案に関する総括質疑を行います。

なお、この後予算審査特別委員会を設置する予定でありますので、細部にわたる質疑等はその特別委員会においてお願いをいたします。

それでは、最初に、議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 1番。

昨日、市原町長のほうから予算提案理由説明をお伺いしました。その中で1点目の、3ページになりますが、睦沢町及び睦沢ブランドを全国にPRしますということですが、これは多分おおむねホームページを活用されるんだと思うんですけども、予算的に見ますと昨年と変わらない予算で、多分うまくやってもらえると思うんですが、ホームページの作り方、レイアウトですね、スマホ対応のレイアウトも入れてもらえないかと思うんですね。パソコンからですと何ページもめくって、かなり調べられる、見られるんですけども、スマホですと容量の関係もあって、せいぜい2ページ位なんですね。そうしますと、例えば町のPRといっても、トップページにあれば、あるいはその次のページ位までめくれば比較的良好に見られるんですけども、こういったことを、ちょっとレイアウトを工夫してもらいたいと思うんですね。

それともう一つ、町のPRにとって、現在、住民提案事業の未来ラボさんが頑張っていま

す。内容を見ますと、大変よく睦沢の現状というか、等身大の姿を出しているんですね。こういったページもうまくリンクさせるような、つまり町のホームページを補完出来るような工夫というんですかね、その辺もやってもらいたいと思うんですね。

この辺、どうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

ホームページの件でございますけれども、スマホ対応が出来ないかということでございます。こちらについては、大変貴重なご意見だと思いますので、検討させていただくということで回答させていただきたいと思います。ただし、今回の予算の中で出来るかどうかは、ちょっと委託先にも話をした中で対応していきたいなということで考えております。

それと、住民提案の未来ラボのほうですけれども、なかなかいい事業を行っているということで、ホームページとリンク出来ないかという話ですけれども、こちらについては、既に検討しておったところでございます。前向きな方向で進めていきたいなという考えでございますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 5番。

町長選を間近に控えた予算は骨格予算とすることも美学ではないかと愚考いたしますが、町長としてはどうお考えなのでしょうか。これはさらっとお答えいただければいいです。

それでは一つ目、提案理由説明書で歳出について、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における四つの政策分野、主要政策の実現に向けて予算の計上をいたしましたとしており、1点目の睦沢町で暮らし続けることの出来る安定した雇用を創出するでは、次世代につなぐ活力ある農業の再生と活性化として、ふるさと納税の返礼品を充実させ、睦沢町及び睦沢ブランドを全国にPRいたしますとあります。

現在、既に申し込みが始まっているふるさと納税では、JAのながいき美人が新たに返礼品として出ていますけれども、これは町がかねてより行っているむつざわ米のブランド化と農業の活性化としてつながっているのでしょうか。ながいき美人は、ちばエコ米を使用しているのでしょうか。

二つ目、官民連携による新エネルギーシステムの導入として、町と民間事業者が連携して、

新電力会社を設立し、地産地消による地域循環型サービスを目指しますとしてありますが、議員への議案配付前に新聞で大きくこの話題が取り上げられていました。その新聞には、2016年度の当初予算案に関連費用を盛り込み、3月3日から始まる定例議会に提案すると書いてありました。どうして外部が先に今定例会の内容を知っているのでしょうか。

また、再生エネルギーには、再生可能エネルギー促進賦課金がついて回り、持たざる者が持つ者のために賦課金を負担するという不公平が出てきますが、この新エネルギーシステムはそういったことはないのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

三つ目、職員の適正配置と業務遂行能力向上のため、人事評価制度を本格的に導入するとともに、職員研修の充実を図り、併せて職員の健康、労務管理に努め、ワークライフバランスの均衡保持に努めますとありますが、先日も職員には休暇にリフレッシュをと町長は申ししておりましたが、私生活は個人の自由であり職場が口を出すことではないと思います。

また、人事評価制度は、人が人を評価するのですから、どうしても偏りが見られると思いますが、そういった改革に重点を置くより、もっと他にあるのではないかと思います。

現在いまだに、夜、庁舎の明かりがついておりますが、補正でもあったように、時間外手当は減額でした。確かに、やる気のある職員やそうでない職員もいるでしょう。でも、夜間の会議以外でも、福祉課など介護保険のサービスが保険から一部外れて自治体になりますけれども、そういった場合、自己都合ではなく住民都合で残らざるを得ない職員も出て来るかと思えます。そういったところに目を向けて若い人が希望を持って働けるルールづくりも必要ではないかと思えます。

これから大きな事業を控えております。仕事量は増えると思いますが、それに付随して職員が増えるということはないと思います。事業をやれば、それに伴って業務はどんどん増えていきます。それに追いついていける状態なんでしょうか。この提案理由説明書に書いてあることで、業務効率が上がり、遂行能力が向上するのでしょうか。

四つ目、睦沢町へ新しい人の流れをつくるで、パークサイドタウンの分譲及び住宅取得制度の活用を推進した定住促進と地域の活性化を図りますとありますが、パークサイドタウンは予算を立てるときに売り切る予定ですとおっしゃっていましたが、今年度に持ち越されました。反省点を踏まえた上での今後の販売に向けての考え等をお聞かせください。遅々として進まない中で、定住促進と活性化が図られるのでしょうか。

五つ目、最後に、提案理由説明書にて本町の目指すべき将来像を「住もうむつぎわ 行こうむつぎわ 「新しいまちのかたち」がここにある」と定め、その実現に向けて推進すべく

予算編成に努めましたとありますが、どこら辺がそうなのか教えていただけますでしょうか。
よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは私のほうから、最初の、7月に町長選を控える中での予算編成についてということでございますが、過去には私も、選挙があるので暫定予算を組むというのは記憶にございます。しかしながら現在では、予算の内容も逼迫しておりますし、骨格予算ということになりますと、スムーズに4月から業務が出来ないというような差し迫った感じの予算の内容になっております。そのようなことから、近隣の市町村も見てもわかるとおり、4月に茂原市などは市長選がありますが、骨格予算という形はとっておらない。逆に言うのとれないという実情があると思います。

そういった中で、先程もちよっとお話がありましたように、やっぱり喫緊の課題がありますので、これを早急に対処すべく、予算についてはフル予算というようなことで対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

あと、職員の労務管理等の関係でございますが、それこそ今までずっと職員を減らしてきておるということでございますが、また一方では臨時職員も増えている、あるいは制度上の問題で職員の再雇用という形もあります。この再雇用の場合は、フル出勤すると定数に加算されますが、現在のところほとんどはやはり再雇用の場合は定数に入らない週3日とかという形で、定数に入らないという形での再雇用を望む方々が増えております。そういったことで、少しでも全体の、当然、人の育成、育成の仕方については色々あると思いますが、教育委員会でも、子供たちには人間力をつけさせるという教育課題を掲げてございますが、当然、職場に入っても人間力をつけることによって、町民の期待に応えるという形を持っていきたいというふうに考えております。そのようなことで対処していきたいと考えております。

あと、具体的な内容については課長等からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

まず、エネルギー関係でございます。新聞報道がされたということですがけれども、本件については2月27日の千葉日報に掲載されたものでございます。町が新電力会社の設立を検討しておりまして、2016年度の当初予算案に関連費用を盛り込み定例議会に提案するという記事でございました。

この新電力会社の設立につきましては、昨年10月20日の議会の全員協議会において説明させていただいております。今回の記事で、町が検討しているという内容でございまして、定例会においてこれを提案するという内容でありましたので、決して議会を軽視しているとかそういう考えで載せたものではございません。

それと、エネルギー関係、もう一つですけれども、再エネの関係で国民、住民に賦課されているということですが、今回設立する新エネルギー会社については、小売ということで新たに再エネの発電所を作るということではございません。したがって、それが住民に賦課されるということはないということでございます。

それともう一点、パークサイドの件でございます。今後、どういう見通しでやるのかということでございますけれども、パークサイドの点については、27年4月に12区画が完成いたしました。7月から1か月間の募集期間で募集をさせてもらって、町内、町外各1世帯、合わせて2区画が契約となったわけでございます。期間内での問い合わせも何件かございましたけれども、土地の購入、これは将来を決める重要な案件でございますので、募集期間内での決断がなかなか出来なかったものと思われま。

このことから、昨年9月からは追加募集として募集をかけさせてもらって、町外の方ですが1区画が契約となったということでございます。

また、契約、購入を検討しているということで資料を持ち帰った方とか問い合わせも数件いただいているところでございます。

現在3区画が契約済みで、住宅の建築も始まって、そろそろ終わろうとしているところもありますけれども、住宅が建って来ることによって、購入を迷っている方についても購入したいという気持ちになるのではなかろうかということと考えております。

新年度には、予算には5区画の販売を目標として予算計上してございますけれども、幅広く周知を図るための新たな販売のツールとして、小湊バスさんに協力をいただきまして、4月上旬から郡内を運行する路線バス、これは30車両になりますけれども、そちらに車内のほうに広告してもらおうということも考えておりますので、なるべく売っていきなというふうに思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 1点目のふるさと納税の関係で、27年度からJAのながいき美人を追加して、そちらの申し込みが多くてむつぎわ米としての申し込みが少ないというのは事

実でございます。現在のところ、むつざわ米の申し込みが10分の1位の状況でございます。決して、むつざわ米のPR、ブランド化の推進を怠ったということではございません。

ただ、結果的に見てみますと、消費者の嗜好は質より量が結果的に見えてまいりました。このようなことから、今後むつざわ米を推進するに当たって、どのような対応をしていったらいいか、今後、検討を重ねて、より一層、むつざわ米の推進をしていきたいというふうに考えております。

それともう一点、私の担当で、人事評価の関係なんですけれども、色々議員おっしゃるようなことがございます。しかしながら、この人事評価というのは、ちょっと文字を見ますとすごく、人間が人間を評価するというような形になってしまいますけれども、この中身は、例えばAという職員の仕事内容、その年に私はこの程度しか出来ないだとか、いやもっとやりますよとか、それを管理職とヒアリング時に色々話し合っ、管理職から見ますと、その人の考え、こういう考えを持っていたのか、これはちょっと難しいのかなとか、色々その人を見るように出来るようになった制度でございます。

本来ですと、そういう制度がない中でも当然、管理職として課内の事務量、また、職員の体調、そういったものを見ていかなければいけないんですけれども、今年人事評価制度の試行期間でありましたけれども、この制度を入れることによって、一人一人の事務量からそういったものが見えてまいりますので、今後、時間外の問題とかそういったもの色々ございますので、課内での仕事量の調整とか、職員の能力に合った仕事の配分とか、そういったものが確立されていくものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

当然、議員おっしゃるように、職員が希望を持って、また、やる気を持ってやってもらうのが、やはり一番私どももいいというふうに思っておりますので、その方向に行くように町の体制も作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、最後の「住もうむつざわ 行こうむつざわ 「新しいまちのかたち」がここにあり」という、どこにあるのかというふうなご質問でございますが、これは議員もご承知のように、27年度に作成いたしました睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略のサブタイトルというか、目指す将来像をうたったものでございます。どこにあるのかということなんですが、これは総合的に予算全体を見ていただいた中で判断していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） エネルギーシステムの話ですけれども、我々議員は、さっきの全体会

議で議長より、議案配付後は定例会まで漏らさないようにと注意を受けました。10月20日でしたっけ、全協でやったからといって、我々議員がそう注意を受けているのに、執行部が議案配付前に漏らしてもいいんでしょうか。それとも、議長のおっしゃることが間違っているんでしょうか。私は議会軽視だと思いますけれども。

また、パークサイドですが、周知を図っていくということですが、前回売れなかったのは魅力がないということではなく、周知が足りなかったということでもよろしいでしょうか。また、今年度ちゃんと売り切るという方向でもよろしいでしょうか。

あと、ブランド化です。むつぎわ米、パンフレットを見ると、睦沢の米を送りますとありますけれども、そのお米はきちんと農家さんから農協さんが返礼品用として適正価格で買い上げるものなんでしょうか。農協さんですから、全国にありますから、別に、睦沢の米入れますと言っても他のお米入れているかもしれませんし、もともとふるさと納税は農家さんの応援という面もあったと思うんですね。ですから、農協さんも農家さんからそれなりのお値段で買い取るべきだと思うんです。私は、農協には現在一粒も出荷していないので、システム等よく存じ上げませんが、そんな返礼品用に農家さんから買い上げるというのは難しいことではないかと思います。

応援という意味からして、農家さんからきちんと買い上げるのではなく、そのまま普通に仕入れたものを農協さんが売るというのであれば、農協さんの応援になるかと思えますけれどもどうでしょうか。農協さんは睦沢町の、睦沢のお米のブランド化という町の意向を酌み取って、そこまできちんとやっていただけるんでしょうか。

かえって申し訳ないんですけれども、質より量とおっしゃいましたけれども、それで、質より量といっても、やっぱりおいしいもののほうがいいに決まっています。それで行ったお米がまずおいしくなかったら、そこで睦沢のお米はみんなおいしくないんだという評価につながると思います。商売も信用を積み上げるのは本当に大変なんですけれども、一瞬で信用って失うんですね。そういった面で非常に、足を引っ張りかねないと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） ふるさと納税の返礼品の件についてご回答させていただきます。

まず、JAのながいき美人を返礼品に出したいというふうにJAからお話をいただいたときに、その条件として睦沢町のお米を出していただきたいという条件をつけさせていただいた中で、それでは利用しますということにいたしてございます。

それと、先程、質より量ということを私は答弁申し上げましたが、これは今現在の数値を見た中で、消費者の動向がそうであるというふうに回答申し上げた内容でございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） パークサイドの件でございますけれども、魅力がなかったのかということですが、ロケーション的にはかなりいい場所だと個人的には思っております。

それと、PRが足りなかったから売れなかったのかということですが、これは努力が足りなかった部分もあるかと思っておりますけれども、私どもとしては出来る限りの努力をさせてもらったということでございます。

28年度につき、新年度につきましては、27年度の販売実績等々を見ながら、5区画の販売が出来るように予算計上させていただいているところでございますけれども、意気込みとしては、27年度、全区画を売るという意気込みがあったと同様に、28年度も全区画を売りたいという意気込みはございます。

それと、新聞報道の件でございますけれども、先程答弁させていただいたとおりでございます。決して議会を軽視しているということではございません。また、議案の配付前の報道ということで混乱を招いたようなことがあれば、担当者としておわび申し上げるところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 今の新聞報道の件でございますけれども、それこそ今回といいますか昨日、一般傍聴の方が珍しく非常にいっぱい来られたというふうに思っております。これは、やはり町民が、若いお母さん方から含めて、睦沢町がどうなるんだということに興味を抱いてくれていると。町民も、みんな町の政と一緒に考えてようと、これは素晴らしいことだと思います。やっぱり、そういう喚起をするには、当然、新聞等の報道も使いまして、議会は議会なりの対応の仕方があると思いますが、町は町としてこういう提案を議会にしながら町の活性化を図っていくんだということが町民に関心を持ってもらえる。昨日もありましたけれども、小学校の再編、町の広報に載るまで全く知らなかったというようなことがありました。だけど、教育委員会としては、色々な場面でそういうことについて、また私も色々なことに携わりながらそういうPRをしてきたつもりでございますが、そういった意味でも、

こういう国でも、国会に上げる前に新聞報道で、次はこういう法律を作っていきたいんだと、政権党としてはこういう考えを持っているんだということをどんどん出してあります。やはりそういうことをすることによって、睦沢の場合には町民が関心を持っていただいて、逆に関心を持っていただければ、町民の代表が議会の皆さんでございまして、皆さんはどういう判断をしてこの議案に対して向かうのかということが明確になって来るんだというふうに私は思いますので、決して議員がおっしゃるように議会軽視ではなくて、これは逆に議会人として、自分たちの住んでいる町民が何をどのように考えているかということがわかってきて、非常に逆にいいのではないかとこのように思っていますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 最後に、ながいき美人を取り扱う前に、何で今まで協力してくれた各団体と、協力条件について、どうして相談の上で決めなかったんでしょうか。一部農家さんからは、今まで堆肥をまき頑張ってブランド化を進めてきたのに、自分たちは何だったのかという声も届いております。

あと、議会軽視の件ですけれども、昨日いらっしゃった方々は、千葉日報のあの報道があつてのことではないと思いますが、何やらうまく言いくるめられたような気もしますが、それについてはいいです。

ながいき美人についてよろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 町といたしましては、返礼品を選ぶのは、むつざわ米ブランドだけではなくて、やはり消費者に色々なお米があるよと、それで、色々なお米だけではなくもっと、今回も色々増やしていますけれども、ゴルフ場の無料招待券だとか、チーズだとかアイスだとか、色々メニューを並べていかなければ、やはりこういったものって出ていかないんですね。

ただ、議員がおっしゃるように、その団体にお話があつてしかるべきだということがございます。結果的にこういう結果になってしまつて申し訳ないとは思っておりますけれども、まだ、町としては諦めているわけではありません。まだ販売、28年度米を始めてまだ一月でございまして、まだまだこれからむつざわ米の注文も入って来ると。昨年以前は、年度が明けたころになって初めて入ってきておりますので、まだ望みを捨てないで、皆さん、頑張ってくださいなというふうに思っております。

それと、今回感じたことなんですけれども、やはり、消費者の動向に、農家の組織もそれを見て、どんどんそれ用に変えていってもらえないと、そういう消費者が選ぶものが、去年はこうだったけれども、こっちのほうがいいよねとか、どんどん変わっていきますので、そういうところも工夫が必要ではないかなと。今回は反省点がいっぱいありますけれども、農家の方々と一緒に、その辺も改善していければというふうに思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございますか。

田中議員。

○13番（田中憲一君） 13番。

まず1点目に、睦沢で暮らし続けることの出来る安定した雇用を創出するという部分でございますが、ここは本来であれば六次産業化の部分を書き込んでいただきたかったとおるところでございます。睦沢町及び睦沢ブランドを全国にPRしますということで、地元の商工会を代表とした商工業のメンバーも、大分今年度、睦沢町PR、睦沢の特産品ということで活動もしていたところでございますので、そこら辺、六次産業化に対する考え方を含まれているんだと思うんですが、考え方を是非お聞きしたいところでございます。

それと、3点目の若い世代のというところでございますが、今日の新聞でも主な事業ということで、のびのび子育て応援商品券ということが書かれてございます。ここを大まかな説明をしていただけたらと思います。

それと、先程来出ている人事評価制度の件でございますが、何回か前の一般質問で私は、大課制のあり方と、それから職員のやる気を引っ張るために、人事評価を再度見直すべきであろうというお訴えをさせていただいたところでございますが、そのときは今の睦沢町では、今の課のあり方が最適だ、そして人事評価は今のままでいいということでお答えをいただいたんですが、どういう考え方の変化があり、この人事評価を入れる経緯に当たったのか、少しお話を聞かせていただけたらと思います。

3点、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず1点目の六次産業化のことでございますが、議員おっしゃるとおりで、ちょっとここに書き入れるのが、文字として出ていなくて大変恐縮でございました。

当然商工会にも、新商品開発だとか色々な面で27年度はやっていただいております。またそれは、27年度だけではなくて今後も引き続きお願いしたいというふうに思っております。

そういうことで、文字が欠落してしまって、気持ちは十分込めていたつもりなんですけど、大変恐縮に思います。

あと、人事評価、組織の件でございますが、その都度、その都度、そのときに一番いいだろうということでさせていただいております。

しかしながら、あのときの大課制も、あのとき自体は2年後に再度見直そうということでスタートしましたが、2年後の見直しのときにはまだ内部では、担当課長等の話の中では、まだもう少しこのままでいいのではないかというようなことでもございましたけれども、その後の経過がございまして、また、町のこれからの仕事のやっていく中において、課を分けていったほうがより課長に責任を持たせるという意味で、また課長のほうも責任を持ってやりたいというようなことがありましたので、このようにさせていただきました。

また、人事評価につきましては、国全体の動きとして、もう民間に倣っていったほうが公務員もいいのではないかというようなことから、先程総務課長が言ったような形で、国からも出ておまして、何らかの形で、やはり職員にやりがいがある方向、あるいはまた人それぞれによって能力が違いますので、その能力の中で最大限に発揮していただく方法ということで、この人事評価制度が非常にいい方向ではないかなと、今時点では考えさせていただきますので、そのようにさせていただきました。

また詳細については、課長のほうからあれば。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 人事評価制度の、今、町長がおっしゃったとおりなんですけれども、補足いたして、平成26年度に地方公務員法が改正になりまして、28年5月13日を超えない範囲内において政令で定める日から行いなさいよというふうになっております。したがって、本町の場合、27年の、要は昨年3月、今ごろですね、要綱を制定して、27年については試行でやるよと、そして28年4月1日から本格実施するよというふうに制度を改めました。そのようなことから、今回このようにさせてもらっているわけでございます。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 子育て支援ののびのび子育て応援商品券の関係でございますけれども、平成27年度に県の補助事業、補助率10分の10を受けまして、一応単年度の予定で行いましたが、使用者の方に好評ということで、引き続き町の単独事業で行うということでございます。

また、昨年は県の補助事業10分の10でありましたけれども、本年度については、町単独事

業ということで、商品券の金額についてはちょっと下げさせていただいて、2歳未満の子供を持つ方に交付しようと思っております。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） ありがとうございます。職員のやる気が上がることで町の活性化にもつながるといふ思いもありますので、人事評価と、昨日も一般質問させてもらいましたけれども、意識改革につながればと思いますのでよろしくお願いします。

それとすみません、商品券なんですけれども、具体的に、後で聞けばいい話なんですけれども、どんなものが買えるのかだけ最後に一つ聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 商品券で買えるものは、おむつだとか哺乳瓶だとかということで、育児に役立つものを買ってもらうということで考えております。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございますか。

今関議員。

○8番（今関澄男君） 8番。3点ほど一括質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、昨日も一般質問させていただきましたが、小学校の適正規模・適正配置による再編のための校舎改修等に伴うこれは設計業務ですか、これを行うということでございます。また、長期的観点から、公共施設の総合計画というんですか、管理計画、これを作成しますという形で書かれておりますが、この長期的な計画を作る、そしてこの前段の小学校の改修の設計をする。これはどういう形にリンクさせるのか。つながっていると思うんですね、長期計画の形ですから。何かダブっているような感じがしますので、その辺をどういうふうにお考えなのか。

私は、やはり最少の経費でもって行うべきというふうに思いますけれども、今年度設計をして、恐らく、来年度あたりに工事と、こういう形の流れだと思いますけれども、その辺の計画のリンクを教えてください。

それからいま一点、快適な環境づくりということがございます。そして、コミュニティ・プラントの維持管理、維持、それから改良工事、これを行うということでございますが、内容的には、大上団地なのか、それからむつみニュータウンなのか、特にむつみニュータウンの配管工事、これはもう喫緊の問題だと。過去、配管の中身を調査して、とにかく早くこれはやらなきゃいかんということで伺った経過がありますけれども、その辺の進捗状況。本年度、これをやるというようなことなんでしょうけれども、その辺をお聞かせ願いたいなとい

うふうに思います。

それと、三つ目でございますけれども、平成29年度の公表に向けた、いわゆる、これは公会計システムの関係でございますけれども、私は以前から、複式簿記の導入によるバランスシート、こういったものを早く作成すべきだということで再三申し上げているわけですが、本年度も29年度の公表に向けてこれに取り組む。随分これ、委託料として今まで、累積の委託料がどの位になったのか、膨大な額じゃないか、毎年これ予算計上しているわけですね。今年もまた四、五百万予算計上しているわけでございますので。こんなに委託料を払わなきゃ、こういう会計システムが出来ないものなのか、ちょっと首をひねるような、そういう内容等もございますので、とにかくこの辺はやはり経費を無駄に使わないという、そういう意味からも、もう少し前向きにこういったものには取り組むべきだというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

3点お願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に、小学校の改修の関係と総合管理計画でございますが、議員もご承知のとおり、土睦小学校、睦沢中学校については、もう既に建築以来40年を経過しているということで、この総合管理計画をやる以前から、そろそろ耐用年数も来るので、この対処を考えなくちゃいけないということで、かねてから考えておったし、またそのような話もしておったと思いますが、ちょうど具合がいいといいますか、国からもこれからのやはり公共建築物、これを長寿命化に持っていかないと地方の足腰がもたないよというようなことから、そういう計画を作って長寿命化、あるいは改築年次を明らかにして平準化させることをしなさいということでございます。

そういった中で、この中で一緒にやればいいんじゃないかということかなと思いますが、学校再編の中でもお話ししましたように、やはり子供たちの数が余りにも減ってしまう。昨日もちょっとお話ししましたが、一学年の中で女の子が1人しかいないと、こういうことがやはり数の問題であって、教師が幾ら頑張ってもどうしようもないことでございます。これについてはまた教育委員会のほうから詳しい話があると思いますが、やはりこれは喫緊の課題ということで、次の小中一貫校とか色々なこともあります。当面喫緊の課題を、今いる子供たちに何とか手を差し伸べなければ教育委員会としていけないというようなことを受けまして、まず小学校の改修を当面やると。その後に改築が来ますが、そこら辺についてはこの総合管理計画の中できちんと年次を計画的に定めて進めてまいりたいということでご

ざいます。

それから、コミュニティ・プラントについては、また担当のほうからも詳しい話があると思いますが、むつみニュータウン、ここら辺について今実施計画を進めております。3月いっぱい間に合いそうもないので継続というような形も提案させてもらってありますが、これについては、それを受けて28年度新年度から5年位をかけて全体の管路の改修を行っていききたいと。そういった中、大上についても、大分モーターが異常音が出るというようなことでもありましたので、これについては緊急的に、そのメーカーそのものが国内ではなくて、今はそういうメーカー対応というか、そこがないわけですが、たまたま国内の製品で、モーターでちょうど規格が同じものがあったというようなことから、そういう対応はしていくということでございますが、今回の新年度予算に盛り込んであるものについては、むつみニュータウンの関係ということでございます。

あと、細かい点については、担当課長のほうからご説明させていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） それでは、土睦小学校の改修の計画についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、本年度設計をいたしまして29年度で工事というふうに考えております。

先程、町長の説明がありましたとおり、今の土睦小学校の将来的な計画もございまして、その中でどのような形で改修したかというのをちょっと、先程、最少の経費でなるべく活用出来るような形をしていきたいと思っております。

内容といたしましては、外壁、内壁等の塗装とかもあろうかと思っております。それから、教室の扉とか、トイレとか、そういうものについても直していきたいというふうに考えております。ただ、土睦小学校は今、3クラス分の教室がございまして、両方一緒、再編になったとしても、そこら辺のところは余り大きな工事をしなくてもいいのではないかなというふうに考えております。

日程的にはそんな形、内容でやりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 私のほうからは、公会計関係についてご答弁申し上げたいと思っております。

まず、委託料が毎年かかっていると、確かに経費的にかかっております。

最終的に、今までは全国統一的なモデルというのが出されていなかったんですが、基準モデルを使ってそれに見合うものを整備してまいったわけですが、国のほうで統一的なモデルが出されたので、28年度に、その基準モデルから統一モデルへ移行する作業を行うと。

また、当然システム関係も整備していかなければなりませんので、今年度は、そういった経費はやはりかかっていってしまうということで、総額でいいますと、昨年350万位かけておりまして、今年また530万かかっておりますので、多額な一般財源を用意しているんですが、全国の自治体比較とかそういったものも必要でございますので、今回計上させていただいたものでございます。

なお、28年度の会計から公表出来るように、いわゆる29年度に公表というのは、28年度今年の会計から出来るようにシステムの改修いたしますし、公表も28年度からしていきたいというふうに現在考えております。

○議長（市原重光君） 手塚生活環境・地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） それでは、コミュニティ・プラントの改良工事についてお話をさせていただきたいと思います。

先程町長の答弁にありましたように、上市場のむつみニュータウン、こちらでございますが、平成24年度の事業として管の中に小型カメラを全部入れて一通り調査をした結果を受けまして、現在詳細な設計の業務のほうを行っておるところでございます。

先程、町長からお話がありましたように、工期的に発注をしたのが12月、これについては、当初秋に発注を考えていたところではございますが、地元との説明会を今年度4回ほど行いまして、出来るだけ地元の方々の意向を酌み取った形での工事にしていきたいということの中から進めさせていただきました。その関係で、12月発注で、工期的にちょっと厳しいものがありますので、工期の延長での繰り越しをさせていただいております。

したがいまして、来年度その詳細な設計が出ましたら早速、28年度から、工事の発注は下期になってしまうと思いますが、工事のほう入らせていただきたいと思います。ただ、今回かなり管路の長さもありますし、単年で済む工事ではありませんので、数年かけましてその辺はやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 先程の小学校の件でございますが、いずれにしても、土睦小学校は古

いわけでございますので、改修、改修、改修というようなことで継ぎはぎだらけ、相当また将来的に金を食ってしまうと、こういうふうな結果が考えられますので、その辺は慎重に、やはり長期的視野に立ったそういう取り組みを是非お願いしたいというふうに思います。

それから、町長、女の子1人でという話がありました。これは教育方針もあるでしょうけれども、やはり連携、瑞沢小、土睦小学校の連携、こういったものを十分しながら、お互いに児童の交流、こういったこともしていけば、こういうことはもう解決出来るわけですよ。ですからやはり、瑞沢小学校のよいところ、土睦小学校のよいところ、相互に乗り入れた対応をやはりしていくべきだというふうに思います。孤立した瑞沢小学校というふうにイメージがありますので、その辺はちょっと十分注意をして、やはり前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 町長。

○町長（市原 武君） 文科省のほうも、一昨年ですか、方針を出しました。適正規模というものを初めて数字を出してあらわしたわけですが、ただ、地理的にどうしても、一山、二山、三山越えないと時間的なものがある、どうしても登校出来ないというところについては、小規模校でも小規模校のいいものを出しながら、今、議員おっしゃられたように、連携を図りながら、交流をしながらそういうものについては図ってください。

しかしながら、地理的にそんなに距離が、スクールバス等を使った中で、それなりの対応を出来るところについては、やはり適正規模の形に持っていきなさいという指針が出ております。そういったことで、睦沢については二山も三山も越えるというようなことではないという地理的な条件だというふうに判断出来ますので、このような形をとらせていただければというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） ただいま今関議員のほうからありがとうございました。

既に、瑞沢小学校、土睦小学校の教育課程の部分で話し合いを進めておりました、4月初、4月初めから具体的なものを出そうと思うということで、昨日も確認してまいりました。今、子供たちに連携といいますか心のつながりをさらに深めるための手だてとして、具体的なものを示すことになっております。

当初は、最初は家庭に、保護者に知らせてから取り組みを、時期が時期でございますから、行いたいと考えております。PTA総会前に出来るかなというふうに考えておりますのでご理解いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 1番です。

先程の公会計のシステムなんですけど、これはいわゆる改定モデルを使うということですよ。標準型ですか。

それと、これが出来ると職員の人事評価が割と適正に反映される部分があるんですけど、この職員評価に対してのちょっと懸念なんですけれども、昨日の審議で、職員が勤務外に地域に出て行って活動することを奨励したいということがあります。

やはり、地域で活動をする職員は、消防にしろ、地域活動にしろ、大変いいイメージというか、なると思います。ただし、家庭の中で親を介護しているとか、特に介護度の高い人などは留守に出来ないですね。あるいは、子供さんが多くて子育てが大変だという家庭もあるわけですね。そういった職員の場合は、やはり一定期間というか、地域活動はほとんど出来ないんじゃないかと思うんですよ。そういったことがイメージとして、この人事評価に反映されないように考えていただければと思うんですね。その辺はひとつどうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 人事評価の関係でございまして、要はその職員の間力をいかに高めるかという手法の話であって、その手法をしたから、しないからということじゃなくて、結果的に色々な経験をした職員が仕事に精通出来ればいいなということであって、それをしたから人事評価がどうのこうのとかいうことではないと思います。それを、色々な経験をした、逆に子育てでいっぱい子供を育てれば、他の人には経験出来ない経験をもうその方は出来るわけで、そういったことを、色々な経験を踏まえて、人間力、職員の間力を高めていただいて、それを仕事の上で発揮していただく、仕事の上で発揮した内容を評価すると。

当然、総務課長が言ったように、本人が今年はどういう仕事をしたい、そういう目標を持ってそれについて、その目標についての達成度がどうかというような人事評価というふうに伴っておりますので、そこら辺は、そのようなことで言っておるわけで、決して外部に出て行ってやった、そのことを評価して人事評価につなげるということではありませんので、お間違いのないようお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 公会計の制度なんですけど、改定モデルかということなんですけど、改定モデルが一番古いんです。改定モデル、基準モデル、今回全国统一モデルというふうに

なっております、一番新しい統一モデルに今回移行するということでございます。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 職員の評価ですね。これは、この公会計システムが出来ればかなり具体的にあらわれて来ると思うんですが、先程、いわゆる懸念の点でございまして、当然、勤務外のことは、外のことは評価に入っていないということは私も理解しておりますけれども、そういった懸念もあるということでお話しあげました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他に。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。

最初に、この予算を編成に当たっての基本的な認識について伺いたいと思います。経済情勢の分析について、雇用所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調が続いている。一体、具体的な何を見てそのように分析をされたのかと、全く誤った認識で町政を進められては困ると私は思うわけであります。

第一に、日本社会の経済状態全体、国内総生産、昨年4月から6月、直近の10月、12月、マイナス成長です。

二つ目に、雇用の問題、正規職員はどんどん減らされて非正規にかわっていると、これで何で雇用が改善したと言えるのかと。

それから、世帯当たりの消費支出、名目で1.3%、実質で2.6、いずれも2年連続減少と。それと勤労者の実質賃金が前年比0.9%の減少。昨日の国会で安倍首相は、消費税8%増税についての予想以上に落ち込み、予想以上に長引いているということでありますから、緩やかな回復とはとても言えないと思うんですが、これは一体どういう認識かと。

それからもう一つ、パークサイドタウンなんですけれども、私はこれ、ちょっとさっき答弁があったけれども、この町にずっと住むということの選択ですよ。前のリバーサイドのときは、一定の賃貸関係があったから余裕があったわけで、だから、そういう余裕を持ったような形での住宅建設出来るという、そういうシステムにする必要があるんじゃないかなど。白か黒かということじゃなくて、一定のお試しもあるよというような感じで、だから私は、リバーサイドが成功したというのはそこにあると思うので、パークサイドは、さあどうだ、土地やるんだからおまえ建ててずっと住んでくれというところで、色々な判断であったんじ

やないかなと思うんですが、その辺はどうかかなと。

それと、非常に単純な問題で申し訳ないんだけど、ふるさと納税、新たな謝礼品を加えるということと、ふるさと納税の返礼品を充実させると。これは、返礼品の充実と新たな謝礼品を加えるというのは、どれが違うのかなと思うんだけど。それちょっとすみません、私が不勉強かもしれないんですが。

それと、農業塾についてちょっと説明してください。これ全然わからないので。

それからもう一つ、昨日の答弁と、それから今日の町長のところで、土睦小学校についての適正規模・適正配置においては、再編のための校舎改修工事と、でも昨日の答弁と今日の話だと、明確にここに統合して、ここを統合の小学校にするというふうな感じなんですか。そういうふうには私はちょっと受け取らなかったのですが、それと住民合意という点でもまだよく、説明をこれからしていきますということで、だから例えば小学校の校舎改修ということは必要だということならいいんだけど、その適正規模うんぬんで、再編のためというところをとっちゃったほうがいいんじゃないですか。最終的にどうなるかわからないけれども、こうなってしまうと、もう完全にここだということで決まっているんだから、あとはおまえらこれに従えというような、住民合意という点からいうと、ちょっと私はこれは非常にひっかかるので、そこをちょっとお願いしたい。

それから、新電力の問題ですけれども、太陽光それから天然ガスそれから木質などありますけれども、どういうふうにするのかということと、それから、何か撤退したところがありますよね、大丈夫かなというんで、ちょっと。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 最初に経済状況の認識という点でございますが、これは認識ではなくて2月の月例経済報告によるとということで、これを引用しているだけでございまして、私どもで考えているのは、その下のほうの町の財政状況についてということで、その下の、3段目、個人所得へ結びついていないのが現状と。これが町の考えですので、上はあくまでも国が言っていることを引用しただけですので、私がそうやって思っているということではありませんので、すみませんが、作り方としてそういう作り方をしております。国はこうやって思っているけれども睦沢町は違うよと、全然結びついていないよという言い方をしていると思っております。

それから、議員おっしゃるとおり、リバーサイドタウン、パークサイドタウン、実はこれやってみてはつきりわかりました。おっしゃるとおりお試し期間があつて、家賃5万円が3

万円ということであればすぐにでも、はいと手を挙げるんですが、いざ土地を買うということになると、仕事も、本当にここで大丈夫かということで、人生で1回出来るかどうかの問題ですので、大きい問題なのかなと。

しかしながら、過去の経緯によると、長者住宅団地なんかは制度を色々駆使した段階で、あっという間に完売しちゃったんですね。それがあったものですから、これでいけるのかな。本当はリバーサイドタウン方式でいきたいんですが、議員もわかるとおり、やはり町の投資額が大きくなり過ぎるんです。回収するまでに年数がかかってしまうと。早く回収出来るのは、土地分譲のほうが、土地を分譲して、かかった経費をすぐ売れば回収出来る。また次に出来るということで、こちらで長者住宅団地の夢をもう一度ということで、出来ればこちらのほうが町の財政としては楽だなということでさせていただきましたが、やはり議員がおっしゃったほうが強かったというのが改めて認識をいたしました。

そういうことで、人口対策というようなことでやっておりますが、当初は、少しでも人口が増えるようにというふうにしましたが、とても増えるどころか急激な減少を抑えるのがやっとではないかなと。

また今朝、一方では副町長に言われたんですが、町長、もしかすると長柄町に抜かれちゃうよと、何が抜かれるのかなと思ったら、人口減少で抜かれちゃうよと。うちのほうが、けつから3位ぐらいになっちゃう可能性があるよというような話もありましたけれども、やはりここら辺も、町としてこういう対策をきちんと捉えて、やっているあかしかなと思っております。

そういったことで、試行錯誤はしながらですが、その中で町の財政負担等を考えながら進めていきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ふるさと納税のほうで、謝礼品だとか返礼品だとかと色々な言葉で言っておりますが、申し訳ございません、これは同じ内容でございまして、ちょっとそこ気がつかなかったんですが、同じということでご理解をいただきたいと思ひます。

いずれにしろ、個人のふるさと納税については、やはり返礼品によってかなり差があると、先程の田邊議員からも色々ご質問が出ましたけれども、お米の件にしましても、実は町としても全く町の農業者に配慮しなかったわけではなくて、長生農協から申し出があったときに、先程総務課長は言及しましたが、実はJAのほうにより高いハードルをかけました。それは何かというと、一般農家の方に、5キロずつ配送してくださいと言ったら、そんな何回も何回も、年4回も5回も出来ないよと、せめて分けても2回だと、出来れば1回にして

くれと。だけど消費者の動向としては、それをみんな、農家の皆さん、あるいはとりあえず今の道の駅のほうではちょっと対応が難しいというようなお話があったものですから、それを農協に仕掛けてみました。農協は最初色々言っていたようですが、それをやってくれなければ農協は扱ひさせないという話をしましたところ、わかりましたということで、5キロずつ年4回というようなことで、違ったっけ。

年2回で5キロの袋ということで、分けてやることによってそういうものが出来たと。ですから、また逆に思えば、今度は5キロずつを年4回で発送するというような新しい手法も取り入れてもいいのかなという感覚は持っております。逆に言うと、経費は増えますので、そうすると同じ値段でやると町に対する実入りが少なくなってくるので、そこら辺の境界といえますか、どこら辺に持っていかかということ、また今後十分検討しなくてはいけないというふうに思っております。

あと、新電力の関係でございますが、これは先程担当主幹も言っていたように、新しく電力をそこで生み出すのではなくて、既にある電力を地産地消ということで、それを買って地域に、ですから、遠くまで運ばないので、近くなので、その分の利ざやが出て来るので、その分安く出来ますよという形の地産地消をやりたいということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

なお、小学校再編による新しい睦沢小学校の位置は、土睦小ということで、一応目標を掲げてございます。これについては目標を掲げてございますので、それに対するご意見もいただいた中で、この2年間で決着を出来ればつけたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 農業塾の関係についてお答えしたいと思いますけれども、これは新規就農者あるいは定年帰農者、これを対象とした農業塾の開催について考えております。なかなか若い人たちの新規就農が見込めないという中で、会社とか役場、役所などを定年した後に農業を始めるという方について、いわゆる定年帰農者と言われるそうなんですけれども、こちらが候補者と考えております。

就農初期については、栽培等に関する知識が余りないということで、そのために、その新規就農者に対して農産物の生産、販売に少しでも自信が持てるような対策をするということで行うというものでございます。

また、定年帰農者初め、定年後に就農を検討している方とか、農家でなくても農産物栽培

に関心を持っている住民、こちらを対象に、栽培の基礎や農業の実際を学べる場として、農業塾の開催を行いたいという考えでございます。

予定では、開校すれば月に1回程度講義を行い、講義と一緒に実習を行いたいという考えで進めておるところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この農業塾ですけれども、それは不十分だと思いますよ、私。

本格的に農業としてやってもらえるという部分の人と、それから片手間でやってもらう人がいるわけけれども、本格的にやってもらえる人というのをどれだけ育てるかという、そのところに私は焦点を、前も私は視察して話をしたんだけど、だから月に1回という形じゃなくて、例えば私が視察したところは農業大学校を出た方で、本格的にやりますよという人について、具体的に農地を自治体が確保して、そこで毎日、要するにやる人はその気だから休みなく毎日のように行って耕して、それと経営、それから販売ルートを含めた、そういう総合的な形でしっかり、ひとり立ち出来るように1年なり2年なりというふうにやっているんですよ。

だから、最初の進み方としては私は否定しないんだけど、ただ、本気でやると、それでも、じゃ何割それで最終的に農業をやるかどうかというのはわからないわけなので、アドバランとしてはいいんだけど、本格的にこの町で様々な農業を発展させていく人を増やしていこうとすれば、本当にそこで自分の生計をこれで立てるんだという位の人を一人でも二人でも、そういう人がいて周りに住むという、こういう形をとる必要がある。例えばそれで、やっている方の農家のところで一緒に、具体的な実地で学ぶとかも含めてね。

だから研修で、学校で教えるということじゃなくて、そういう実体的なものが私は必要だなとつくづく思ったの。単なる形というよりもそうやって欲しいというふうに思うんです。

それで、今、町長のほうは、土睦小学校だと、こういうふうに言ったの。昨日と何か話やっていると、何かその辺がちょっと曖昧だったんだけど、そういうふうにどんと言っちゃっていいんですか。色々なまだ合意をしていないんだから、その方向としてはあるのかもしれないけれども、もう建物は怖いという意味で作っちゃったんだから、そうするとあとの余地はないよというふうに言うことになってしまうわけで、そういうことでどんと、私は、改修自体はなっていないけれども、そこでずっと、もう建物はこうだよ、あとはもう他の考えは受け入れないよ、どんと言っちゃうことになってしまうんだと思うんですが、そ

れでいいんでしょうかというふうに思うんです。

それから、ちょっとさっき答弁のあった、撤退したところがあって、大丈夫なのかなと思ったので、それがやって欲しいと。

それから、今すぐでなくてもいいんですけれども、福祉タクシーの問題で出ているんですけども、回数券の消化率がどうなのかと。それから、巡回バスとの比較でどれだけ福祉タクシーというのは伸びたのかということ、今なきや、予算委員会もあるからそのときにでも出してもらってもいいんですけれども、今出なくていいよこれは、数字の問題だから。

○議長（市原重光君） 鈴木政策企画担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 農業塾の関係でございますけれども、こちらについて本気度がある人、やる気のある人をもっと育てていったほうがいいんじゃないかというご意見だと思います。

こちらについては、議員がおっしゃるとおりにそれを、まずきっかけを作るための農業塾の開催ということで考えていただければいいと思いますし、もし本気で就農をやりたいという人がおれば、他の補助事業等もありますので、そちらのほうにうちのほうで応援をさせていただいて補助事業にのってもらおうという形の方法をとりたいと思っております。

それと、エネルギー関係のことですけれども、撤退した企業がいるということで、報道の中ではロジック協会、こちらのほうが撤退の報道があったと思いますけれども、このまず前提として、この組合、協会ですけれども、協同組合ということになっております。この組合は、株式会社を別に設立しておるわけでございます。自由化後はそちらが小売事業の主体となる可能性が高いと思っております。今回の報道も、全面撤退ではなく子会社への単なる事業譲渡にすぎない可能性があると思っております。そのため、正式な発表を持った中で判断したいと考えているわけでございます。今、私どものほうで言えるのは、その程度のことでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 答弁いたします。

再編の問題でございます。土睦小学校を使うということですね。

私たちは、今の瑞沢小学校と土睦小学校の現状を考えると、今喫緊の課題として、子供たちを一つにして、同じ学びの中で教育していくのが一番の教育効果が高いんだということが、私は感じています。また、それが教育委員会の学校等問題検討委員会の中でも出てきたもの

でないかと思っています。それを受けて検討した結果でございます、今、子供たちの教育内容の質を高めるために、一緒にした場合、じゃ、どこで学ぶかというところ、当座ですね、当面。そうしますと、土睦小学校の、先程課長が申しあげました3クラスを維持出来る、18クラス以上の教室があるところ、また、瑞沢小学校の教室の規模を考えたときに、新しい学校を作るわけにもいきませんので、当面の課題で、当面としては土睦小学校の校舎を利用することということで、新しい教育を進めていきたいというところであります。そういうところで、基本方針として、目標として土睦小学校の跡地を使いましょうということであります。

もちろん、地域の方々の要望が、新しい学校を作ったらどうかとありますから、それについては十分、これからの、先程申しあげました、これからの公共施設の問題等も含めた中で学校の位置も含めた、あり方も含めて、どんなものかを勘案したいと思っております。

そして、再編することによって、睦沢の新しい学校の中で、教育の方針、目標を地域の方々と決めながら、話し合いをしながら、保護者の願い、町の願いを考えながら、学校の目標を決め、特色ある魅力ある学校づくりをしていきたい、そういうことで考えております。

ですから、基本方針のところでは詰めていきたいというのが今の考えでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 福祉タクシーの関係の利用率でございますけれども、12月末現在で137名の方に対しまして639回ということで、利用率については56.5%という形になっております。

また、福祉タクシーと、有償タクシーの料金の関係でございますけれども、福祉事業所につきましても、町内については片道600円、町外につきましても5キロまで700円、その後、1キロ増すごとに150円。また、病院待機時間がありまして30分まで400円、その後15分増すごとに200円という形になりますので、距離だけではなく、その待機時間等の関係もありますので、一概に比較出来るものではないという形になっておりますけれども、遠くに行くほど得になるというような形になっていると思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） じゃ、巡回バスとの比較は後で結構ですので、後で出してください。

それと、今あった答弁がよくわからないんですけども、土睦小学校を合併したときの校舎にします、そのための改修です。長期的に言うと、また何か考えますと、何か矛盾しているような感じなんですけれども、要するにここでこうやって言ってしまうと、合併はやりますと。

統合はしますと。その場所は土睦小学校ですというふうにどんと言っちゃったことになるんですよ、これ、文章上でいくと。私は、こういう問題は、場所の問題も含めて、やっぱり住民の本当の納得と合意で進めるべきだと、進めるにしてもですよ。私は少人数学級は、極端じゃなければ少人数学級のほうがより効果が上がると思っていますが、住民の声もありますからわかりませんが、ここでやっちゃうと、どんともう決まったことごとになってしまうということを私は危惧しているんですよ。

だから、校舎を改修するんだったら、将来、それはどういうふうに活用するか問題は別として改修を進めていけばいいので、こういうふうにどんと書いちゃうと、そういうふうになってしまうんじゃないですかというふうに思うのが一つ。

それからもう一つは、町長、これは国の考え方で、私はちょっと違うと、それはわかりました。

ただ、ずっと私、見てみたの。平成23年度、景気が持ち直していくことが期待されると。25年度、政権が変わり景気回復に大きな期待がかかる。26年度、景気は緩やかに回復している。それで今度なんです。全く同じなんです、6年間。緩やかに回復してきているのが6年間続いて、何で回復しないんだと、いつまでたっても緩やかに回復じゃないかという、こういうものがどんとしてしまうと、先に問題がありますかと、先が出たならまだわかりますよ。こうやって言ってしまうと、ここが主になってしまうんじゃないかなと。

町の基本的考えという意味では、今わかったんですが、ただ、こういうふうにやってしまうとそういうふうを考えざるを得ないし、毎年毎年全く同じと言っていい位、同じことを6年間。あれもっとありますよ、ずっとやったら、ほとんど同じことを言っているんだけど、ということで、こういう認識で進めるということではないのですねというところだけちょっと押さえておきたい。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、ここ数年ずっと同じ書き方をしていると思います。要は、国はといいますか政府は、我々はこういう立派な政治をしているというPRも込めているのかなという感がありますが、本来月例経済報告は、そうではなくて客観的に見たものを報告しているというふうに私が感じておりますので、そこではこういう言い方をしているけれども、睦沢町では全く違う傾向がありますと。

ですから、ここで言っているものが6年続いたらもっともっと、日本はバラ色になっているだろうというご指摘かと思いますが、決してそうならないということで、そういう認

識は非常に、先程予算の関係でも言いましたが、厳しいのが実態で、全然なっていないというところでございますので、そこら辺は議員と認識は全く同じですのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 学校も答える、もう一回。

市原町長。

○町長（市原 武君） 一応、学校については、私のほうから教育委員会に対しまして、どういうふうに教育委員会として子供たちの教育を考えたときに、どういうスタイルあるいは人数の問題がいいのか、そこら辺をきちんと検討してくださいと。一番いいと思うものを出して、それについて住民から意見をもらおうというふうにしました。

小規模という話でございますが、実は瑞沢小だけじゃなくて、土睦小だって小規模なんです。ですから、土睦小の保護者にとっても、このまま一学年1組なの、何とかならないのという声も実はあるんです。ですから、瑞沢だけの問題ではないということも、十分我々は考えていなくちゃいけない。睦沢全体の子供たちにとって、教育環境をどうするかということも教育委員会としてきちんと考えていただいて、その方向性を出していただくと。教育委員会ですから、プロですから当然、こうあるべきだというのは出さなくちゃいけないと思います。それを出さないと、教育委員会は何しているんだという話に私はなると感じましたので、教育委員会にお願いをしまして、方向性を出してくれと。それについて住民の意見を聞いて、コンセンサスを得ましょうということですので、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 他にありませんね。

まだありますか。1回でやってくださいよ、3回目だから。

どうぞ。丸山議員。

○1番（丸山克雄君） いいかと思ひまして、大変失礼しました。じゃ、最後にします。

睦沢への新しい人の流れを作ることが28年度の取り組みの中に盛り込まれています。その一つのメインの取り組みとして、健幸むつざわロードレースを行います。このメインゲストの高橋尚子さんは土気に住んでいらっしやると、土気に移ったということですが、その理由が、すぐ近くに昭和の森といういつでも走れるコースがあるということだったそうであります。

睦沢は、この間せんだってウオーキングコースを、モデルコースを作りました。このことによって随分、歩くということに対して喚起したと思います。せっきやくこのロードレースをやるわけですから、ランニングコースもモデルコースのようなものを作って、そういうラン

ニング出来る町というか、せっかくロードレースをやるわけですから、地域外からどんどん人が来るわけですので、そういったことも取り組みの中に、新しい人を呼び込むということで入れてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 健幸むつざわロードレース大会、これについては、これを主体的に実施してくれております、前は体育指導員でしたが、今はスポーツ推進委員かな、ということで、その中でも色々検討がされております。来てくれている方々が、やはり5キロだけでは少ないと。例えば10キロ、20キロ、ハーフマラソンとか、そこら辺までを視野に入れてやっていただいたら、もっともっとPR効果があるんじゃないかなと。

反面、高橋尚子さんがこの程度の規模でいてくれるということは、非常にアットホームで、なかなか他では味わえない。一方では、東京マラソンのように何万人ということではありますが、そういうところだと密接に接近が出来ない。こういう小さなところだと、また違った意味ですごくアットホームな感があるので、睦沢町にとっては非常にいいですねと。

そういった中で、先程も言いましたように、お手伝いをいただいている、主体になっている方々の中にも色々な意見がありますので、また今後、教育委員会、あるいはそういう関係、応援してくれている関係団体とも協議しながらよりよい方向に進めてまいりたいと思います。

いずれにしても、睦沢町に行ってみたいと思わせるような施策に持っていければと思っていますので、よろしくご指導をお願いします。

○議長（市原重光君） これで議案第19号に関する総括質疑を終わります。

ここで10時35分まで暫時休憩といたします。

（午前10時20分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長（市原重光君） 次に、議案第20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 公正かつ適正な税率というのは具体的にどのようなことですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 医療費がかかるわけですが、それをどういうふうに割り当てるか、これについてはもう国が基準に従って、国・県の交付金、補助金等については決まってくるから、その中でなるべく、議員等もおっしゃったように、子供の軽減がうんぬんとか色々なことがあります、そういうことも含めて、国保保険者にとって平等、公平になるような税のあり方ということをお願いしていきたいということでございます。

そういった中で、睦沢町にとってはなるべく低所得者にとって軽減が受けられるような措置をとることによって、低所得者の救済ということも含めて、それもすることによって公平、平等になるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 1人当たり平均すると1万円位の引き上げになるというようなことだと思うんですが、実は以前にもこういう事態があったことがあります。

それで、補正予算で私はなぜあれを聞いたかということ、昨年度、今年度になるのかな、まだ、の状況がそのまま続いていくのかどうかということについては、やっぱり一時的な可能性が非常に強いということなんです。こういうことが過去にあったんですよ。そのときに、当時の流れとしては、一般会計から繰り入れを、そのとき確か1回やったと思うんだよね、1回だけやったね。それで、この引き上げを抑えて、それから次のときは変わったんですよ。それでも繰り入れしなくてもよくなったわけでありまして、だから、こういうある意味じゃ、緊急避難型じゃないけれども、そういう意味で、状況が変わったときに、こうこうやるんじゃないかと、今の時点ではもうそういう緊急避難なんだから、一時的に一般会計繰り入れするというような、やったらどうかと。

私は基本的に下げるべきだと思うんだけど、譲歩しても、そこをやって来年度からまた、それは状況が変わればまた必要なかもしれないけれども、こういう状況なんだから、ちょっとこの先、見えないんだから、とりあえずこのところは、住民負担は抑えておこうというふうな、6月に最終的にすると思うんだけど、その位のところはやってもいいんじゃないかなと思うんですよ。その来年度もまたこういう状態で引き上がってしまうと、またそれは考え方は違うんだろうけれども、一時的な可能性があるということであればここで抑えると、とりあえず。睦沢町よしいいな、住んでみたいと、土地も買って家も建てようという位のところへ、どうせ売るところなんだから、1年位それでやったらいかがですかと

思うんですが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 毎年毎年同じことを言われてきていると思います。そういった中で、ここ数年ずっと税率は構わないで据え置きで来ました。最大限に議員の意見を尊重して来たつもりでございます。ここに来まして、ついに基金も枯渇をして、ほとんど基金を吐き出してこの事態に対処しようとしております。そのようなことで、十分ご理解をいただければと思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 理解出来ないから質問したんですけれども。

なぜ言うかという、つまり国民健康保険法第2条、国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする、大前提なんですよ、現に。だから、どういう状況の経済状況があっても、これは受けるということなんですよ。

それで私は、標準世帯の問題を出して、これ以上上がったら大変ですよという、そういう基本的な視点に立っていただきたいということを言ったのですよ。わかって欲しいですよ。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程も申し上げましたが、十分わかって今までもそういう対応をして来て、ここに来て、どうしてもいけない。

議員がおっしゃりたいのは、一般会計から法定外繰り入れをしろということだと思いますが、これについては、従来から言っている方針はまだ今のところ変わってありません。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第20号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 前の問題として、確かに実績ではなかなかいかない、マイナスで補正しているわけで、今度、最初から5基減らしているということと、それから、新築の方はその流れでやるんだけど、既存のところではなかなか切り替わらないというところを、

やっぱりここも見て、目標をどんどん下げていっちゃうと、最初から足元見られるじゃないけれども、姿勢を問われちゃうというふうに思うんですよ。昨日も言ったんだけど、本当に今、睦沢町のこの自然という問題を含めたチャンスの時期ですから、スマートウェルネスでやるということを、私とちょっと違うところもあるけれども、そういうことをいえば、かえってこういうものも必要だというふうに思うので、姿勢の問題として、減らしたりというのはどうなのかな。それから、新規というところであって、もうちょっと既存のところにも働きかけるという努力が必要なんじゃないかなと。

○議長（市原重光君） 手塚生活環境・地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

まず、今回減少している、5基減少しているという部分でございますが、これはパークサイドタウンのことをまず考えなかった場合、ここ数年20基というところでは下げているわけではございません。

今回の5基減った理由としては、パークサイドのほうが既にもう建築に入られている箇所もございます。昨年は、全くさらの状態、12区画分として12基を通常の20基に足しまして32基、今回はパークサイドタウン分として7基を足しまして27基ということで、その分の減少でございますので、あくまでも尻すぼみになっているという考えはございませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。

それから、今お話がありました、当然、新築の場合には最初から合併浄化槽、これはもう今のスタンダードでございますので、今、合併浄化槽の普及率、町内ではおおむねまだ6割位でございます。そうしますと、残りの分については単独浄化槽もしくはくみ取り式の便槽、そちらからの転換については毎年何基ずつかはあるんですが、町が進めておりますリフォーム補助金、かなりそのリフォーム補助金をご利用された方が、そのリフォームの中で、単独浄化槽もしくはくみ取り便槽から合併浄化槽に転換されるという方もいらっしゃいますので、その辺も含めまして、今後また、こういう制度があって町は補助を出していますというところの部分を全面的にPRしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に、ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第21号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 要支援の、私に言わせると今度も本当にもう大改悪ですが、ただ、町のほうの努力もあって、要支援の方の訪問通所介護というのは従来のサービス負担ということであるわけですが、新規の要支援の方の利用でも同じ条件で、これまでの同じような施設でちゃんと対応していただけるのかどうなのかということが一つ。

それから、地域支援事業がやっぱりこれ、かなり量的にも質的にもその責任が重大になってきているわけですが、体制上大丈夫なのかなということと、それから予防事業、職員の方はこれすごく大変で、ボランティアの方など色々お願いをしたりしてやっているわけですが、結局、ボランティアの方というのは講習を受けた一般の方であります。やる気はある方ありますから、その点は非常にいいと思うんですが、ただ、事故や急病などの補償については、これは大丈夫なのかと、安心してやっていただける、どんなにその要支援にはなっていない方であっても、どうなるかわからないことでありまして、その辺はボランティアの方が安心して協力出来る体制があるのかということなんです。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 1点目の、新規事業になりまして要支援の方が今までどおりということですが、これにつきましては今はまだみなしという形でやっておりますので、まだ新しい事業に、最終的に受けていませんので、今までどおりの形になっております。

また、今、出張予防教室をやっております、けがとかそういう形についてですか、急病等につきましては、一応連絡網等をこれから作りまして、何かあった場合はすぐ役場に連絡をしてもらい、保健師さんが駆けつけるなり、急病の方はすぐ救急車の手配をしてもらったり、また、家族に連絡するような形の連絡網を作りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私、連絡網うんぬんじゃなくて、そういう事故やあった場合に、そこでやっていたんだから補償はどうするんだとか、その医療費どうするとか、そういうことですよ。例えば、保険の問題とか含めて、そういうのが大丈夫かということが大事なので、連絡はどうするかと、それは当たり前の話なんですよ。

○議長（市原重光君） 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（田邊浩一君） 保険につきましては、役場の事業でやっているものについて

は役場の保険のほうが対応出来ると思いますけれども、今後については、保険のほうにも、例としましては、シルバーのほうの保険だとか、その辺のほうも今後考えていきたいと思えます。

○議長（市原重光君） いいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第22号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは私、非常に重要な時期に今来ていると思うんです。

ここに、平成25年3月18日で千葉県が作成した日本がTPPに参加した場合の千葉県農業産出額への影響というのがある。生乳ゼロということで、完全に産出量が100%減少ということなんです。そうすると、かずさ有機センターが一体どうなるのかなということで、これは単に、農家への、酪農、農家の消滅ということではなくて、むつざわブランド米のもとになる堆肥センターの生産についてもどうなるかということになると思うんですよ。だから、そのところがなくて、屋根をやってやりますと、将来もどんどん続けていけられるような印象があるんですけども、そういう町として独自の酪農家をきちっと消滅させないという、そういう計画をもってこれは言っているのかなと思うんです。

ただ、アメリカの有力な大統領候補2人ともTPP駄目だと言っているから、どうなるかわからないんですけども、それもあるんですけども、ただこの時点で町としては、この県の予想を覆すようなむつざわブランド米、もとになる堆肥センターをきちっと続けていけるとい、そういう保証で言われているのかなと。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 当然、かずさ有機センターを運営する上において、原料となる牛ふん、これがどうなるかということで、やはり担当課のほうでも今、実際に乳牛を経営している方々にアンケート等とっております。要は、後継者がいるかと、すぐにでもやめるのかというようなアンケートをとっておりますが、実は後継者がいるというのはお一人かそこらだったと思います。今現状やっている方が続けられる限りはやっていきたいと、5年前後したら

どうか分からないという方と、色々おります。そういった中で、この原料をどうするかということなんですが、実はこのかずさ有機センターは発足した当時から、近隣の茂原あるいは長南、長生村、このあたりからも、是非我々も仲間に入れてくれという話がすごく来ておりました。そういった中で今後、TPPで先程もありましたように、跡継ぎどうなのという話の中から、当然減少していくものと思われれます。

一方では、睦沢のうちの中でも、豚を飼っている方、鶏を飼っている方もおります。こういったふん尿の処理はどうしているのかという問題もあります。そういうことも総合的に含めて、今、担当課のほうで、そういうものも視野に入れながら、あるいは町外からもし入れるとした場合に、どういう形にしていったら対応出来るのか、当然これについては、睦沢町だけではなくて一宮町との共同経営ということでやっておりますので、そこら辺については今から、十分色々なことを精査しながら、今後に向かってどうしたらいいのか。

やはり私は、このかずさ有機センターは酪農家だけの施設じゃなくて、耕種農家にも恩恵が与えるように睦沢全体としての、睦沢の農業の核となるような施設にしたいということで一宮町と一緒に始めてきたものですから、そういう観点から、ただ単に酪農家だけではなくてということのをこれからも視野に入れながら、展望を開きながら進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 現在、堆肥散布しておりますけれども、2台になって進みが速くていいなと思っていたんですが、どうやらほぼ1台しか稼働していないと聞いたんですけれども、その理由は何でしょうか。

あと、その点を踏まえた、この予算になっているんでしょうか。

あと、今年随分と牛ふん臭がするなと思ったんですけれども、この発酵舎屋根のせいなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） マニアスプレッダーが2台になってというお話でしたけれども、機械は2台になりました。3月に購入の議案をお願いしたときにもご説明さしあげたかと思うんですけれども、機械ですから、人がいないと当然、その操作する人がいないと、機械が自動でまくわけではありませんで、そこらあたりも踏まえた中で、2台になりました

けれども、1台は壊れたときの補助的な意味もというような説明をさせていただいたかと思
います。ですので、急いで、時間がないときには2台体制でやることもありますけれども、
基本は新しいもの1台をフルに使ってやっていくというような考えでございます。

そして、においの件については、牛ふんのその堆肥、牛ふんを使った堆肥、完熟のものを
もちろん散布しておるわけですがけれども、時間的に、そのものが完熟に至らないというよ
うなことも、時間的な不足する点もあろうかと思えますけれども、こちらとしてはそういうよ
うなお話は余り聞いておりませんので、製品に値するものを散布させていただいているとい
う取り組みには変わりはありません。

○議長（市原重光君） いいですか。

他に。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第23号に関する総括質疑を終わります。

最後に、議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に関する総括質疑を
行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 保険料で、均等割で、要するにのべて上げるわけで、低所得者の基
準の引き上げということもあるわけですがけれども、75歳以上の方に、こうやって負担をどん
どん増やして行って、この国はこういう一生懸命頑張った高齢者に対して一体どういうこと
なんだというふうな気も私もするんですけれども、これはなぜですか。この均等割の分を上
げたり、所得割といっても、そんな大資産家、収入がある人がいるわけでもないと思うん
ですが。

○議長（市原重光君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村幸夫君） 後期高齢者の保険料につきましては、2年ご
とに改正されることとなっております。今回、28年度、29年度と見直しがされるというこ
とで、広域連合の議会のほうでも提案されているところですがけれども、その理由といたしまし
ては、保険者1人当たりの医療給付費の増加、それと被保険者数が増加しているというこ
とで、今回保険料率も上がったということになります。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで議案第24号に関する総括質疑を終わります。

以上で議案第19号から議案第24号までの6議案に関する総括質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第19号から議案第24号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号までの6議案は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩中に第1回予算審査特別委員会をこの場において開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

(午前10時57分)

(休憩中予算審査特別委員会開催)

○議長(市原重光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長(市原重光君) 休憩中の第1回予算審査特別委員会において、委員会の構成が決定しましたので、再度ご報告いたします。

委員長に総務経済常任委員会委員長の中村義徳議員、副委員長に厚生文教常任委員長の中村勇議員、同じく総務経済常任委員会副委員長の麻生安夫議員、同じく厚生文教常任委員会副委員長の今関澄男議員に決定いたしました。

審査方針等は、お手元に配付の平成28年予算審査特別委員会審査方針のとおりであります。

また、予算審査特別委員会の開催に当たり、議事運営等につきましては特段のご協力をいただきますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方に、私からもお願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

開会は1時といたします。

(午前 11時28分)

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を続けます。

(午後 1時00分)

◎議案第1号～議案第7号、議案第10号～議案第12号、議案第

25号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定についてから日程第13、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16、議案第12号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議案第25号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定についての11議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査制度とは、行政処分に関し、住民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続でございますが、昭和37年の制定以来50年以上実質的な法改正がなく、行政手続法の制定や行政事件訴訟法の改正など、関係法制度の整備、拡充を踏まえ、時代に即した見直しが必要となり、平成26年に旧法が全部改正されました。

この改正の中で、不服申し立ての裁決について、第三者からの視点で審査庁、町の場合には役場になりますが、判断の妥当性をチェックするため、有識者から成る諮問機関の設置が

義務付けられております。本町においては、これまでの審査請求との実績に鑑み、非常設の機関として整備を図るものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、議案第2号 睦沢町空家等の適正管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、空家等対策の推進に係る特別措置法（平成26年法律第127号）が施行され、本町もこの法律に基づき空家の管理不完全状態を防止し、防災、衛生、景観の環境保全を図ることを目的に制定するものです。

最初に、本町における現在の空家と考えられる物件は、固定資産台帳情報からおおむね280戸程度あり、この中には、所有者または管理者が同じ敷地内に居住しているものから、所有者等が町内にいない物件、また、所有者等が明らかなものから、特定される所有者等が不明と思われるものもあります。

この全ての空家が周辺住民の生活に悪影響を及ぼしているものではないと考えますが、本条例では、空家等の所有者等の責務と町の責務を明確にし、これまでは規制されていた固定資産台帳等の他部局が保有している調査に必要となる情報の内部利用を可能としたこと、また、空家等への立入調査、所有者等への助言、指導、その空家等の状態をランク付けし、緊急度が高いと判断したものは特定空家として認定し、勧告、命令、場合によっては空家等の除去を代執行することを定めております。

この条例では、所有者等へその適正な管理を促すばかりではなく、これから空家となることが予想されるものや、既に空家となっているものに対する利活用の促進、また、空家バンクの紹介など相談窓口も設置し、空家の予防にも努めてまいります。

今後は、有識者等による協議会の設置、空家対策計画の策定を早期に実施し、空家対策を総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当主幹に説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いをいたします。

議案第3号 睦沢町空地の適正管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、空地の適正な管理に関し必要な事項を定め、空地の管理不良状態による火災、犯罪、病害虫の発生を未然に防止し、町民の安全と良好な生活環境の保全を図ることを目的

に制定するものです。

本条例では、空地等の所有者等の責務と町の責務を明確にし、固定資産台帳等の他部局が保有している調査に必要となる情報の内部利用を可能とし、また、空地等への立入調査、所有者等への指導、なお改善が図られない場合には勧告することを定めております。

この条例では、所有者等へその適正な管理を促すばかりではなく、これから空地となることが予想されるものや、既に空地となっているものに対する利活用の促進ほか、その予防に対し必要な措置を講ずるよう努めます。

この条例の制定により、直ちに管理不良状態の空地全てが解消されるものではありませんが、住民の皆様へ周知し、空地の適正管理にご協力を得られるよう推進してまいります。

なお、詳細につきましては担当主幹に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議案第4号 睦沢町教育支援委員会条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たる仕組み等については、学校教育法施行令の一部を改正する政令の規定により、早期から一貫した支援を行い、可能な限り障害のない児童生徒等とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な措置を講じ、保護者に対しても就学に関する手続等についての十分な情報提供を行うことなどが示されました。

このことから、千葉県においても規則等の改正が行われましたので、本町においても本趣旨を適正に対処するため、睦沢町心身障害児童生徒就学指導委員会の所掌事務を継承するとともに、新たに睦沢町教育支援委員会条例を制定し、障害のある児童生徒の就学に対する支援の充実に期するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いをいたします。

議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査制度は、行政による違法または不当な処分等について、国民が行政に対し、その処分等の見直しを求めて不服申し立てをした際の簡易、迅速、公平な審査手続を定めたものですが、平成26年にこの制度の抜本的な見直しが行われております。

この見直しでは、使いやすさの向上の観点から、不服申し立ての手続の異議申し立て手続を廃止し審査請求への一元化を図ることや、不服申し立て期間を現行の60日から3か月へ延長すること、公平性の向上の観点から、処分に関与していない職員が審理を行う審理員制度

の導入、また、先程ご審議いただいた第三者機関への諮問手続の導入などを図っております。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い関係条例の整備を行う必要が生じたため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでありますが、改正の概要につきましては、第1条の睦沢町情報公開条例では不服申し立てを審査請求に改めることに伴う規定の整備を行うとともに、審理員を指定しないことを定めております。審理員を置かないことについては、睦沢町情報公開審査会において実施期間の諮問に応じて調査、審議を行っており、審理員を置かなくても審理の公平性を確保することが可能であるため、法の定めにより条例に規定するものです。

第2条の睦沢町個人情報保護条例も第1条と同趣旨でございます。

第3条及び第5条から第8条については、不服申し立て制度の審査請求への一元化に伴う規定の改正と、審査請求期間の延長に伴う改正が主なものでございます。

第4条、睦沢町固定資産評価審査委員会条例では、引用規定を改めるとともに、情報通信技術利用法の規定による電子情報処理組織を利用して行う方法の規定の追加、その他字句の整備を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正について、同法24条第2項が削られ、第3項以降が繰り上げとなったため、引用条文を整理するものでございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いをいたします。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は4件の委員等に係るものでございまして、うち睦沢町空家対策協議会と睦沢町行政不服審査会につきましては新規条例に係るものでございますので、内容につきましては割愛いたしますが、両協議会・審議会の委員報酬につきましては他の委員会等の委員と報酬額を合わせてございます。

町税等徴収補助員の報酬額につきましては、平成13年に徴収補助員設置当初は基本額5万円、その後平成24年に5万5,000円に改正しております。設置当初は徴収補助員2名で対応しておりましたが、平成15年からは現在の徴収補助員1名で町内外合わせ55世帯を対象に徴収しており、滞納者からも信頼され、直接連絡をとり合い、徴収率向上に努力しているところ

ろです。

また、税制度の改正や滞納者との交渉事も増え、徴収事務内容も複雑化している中、徴収額の実績は年々上昇し、昨年度1か年では1,910万円を超えている状況であります。

今回の改正は、この徴収補助員の実績も踏まえ、さらなる徴収率向上を目指すため、基本額を6万円とするものです。

最後に鳥獣被害対策実施隊員でございますが、鳥獣被害に負けない地域を目指して、平成26年度に鳥獣の捕獲や保護柵の設置に係る活動を担うことを目的に設置いたしました。これまでは、通年で行っているイノシシの目撃情報や被害情報による現地調査、また、町内に設置している82基のわなの管理については、睦沢町有害鳥獣対策協議会が実施隊員に年額4万円を委託しておりましたが、このたびの改正は、現地調査やわなの管理の活動が、実施隊設置の根拠法令となる鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により、町の特別職の職員で非常勤のもの報酬として支払う活動に該当することから、改正させていただくものです。

イノシシの被害情報や目撃情報に伴い、現地の調査を実施し、効率的な捕獲につなげるために日々わなを見回るといった活動は通年で実施されていることから、燃料代、餌代、わな周辺の草刈り等の管理費として、報酬の額を年額6万円と算出し、新たに加えました。

なお、その他の活動となる銃を使用した捕獲活動や保護柵の施工指導などは1日単位の活動となるため、報酬はこれまでどおり日額3,000円といたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成27年度税制改正において、国税の改正を踏まえ、地方税の徴収等に係る猶予制度が見直され、分割納付の方法、申請に基づく換価猶予制度等を条例で定める旨、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、睦沢町税条例の一部を改正しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしく審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第11号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

睦沢町総合運動公園のゲートボール場、ペタンク場につきましては、生涯スポーツの普及と町民の憩いの場として利用されてきました。しかし、近年、ゲートボールやペタンクにかわり、多目的広場や野球場を使用するグラウンドゴルフの利用者が増えており、この施設の利用がない状態となっています。

一方、睦沢こども園の零歳児から2歳児の教室と施設が隣接していること等から、園庭の一部として保育に活用がなされております。

つきましては、本現状を踏まえ、平成28年3月31日をもちまして、睦沢町ゲートボール場、ペタンク場を廃止し、今後は睦沢こども園での積極的な保育活動を推進する場として管理をさせていただきたいと考えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議案第12号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、通所型介護事業所については県において事務を行ってまいりましたが、平成28年度より、利用定員18人以下の小規模な通所型介護事業所につきましては、少人数で生活圏域に密着したサービスを行っていることから、町が指定を行う地域密着型サービス事業所に加えるものです。

なお、本条例は省令で定めております介護保険法施行規則を本町におきましても準用することから、条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第25号 睦沢町公の施設の指定管理の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

睦沢町総合交流拠点施設の指定管理者の指定期間につきましては平成28年3月31日をもって終了となりますが、今回、有限会社つどいの郷むつざわより指定管理者の指定申請が提出されました。町といたしましては、道の駅つどいの郷むつざわが指定管理制度を行ってから継続して指定しており、その実績等を考慮した結果、今回も引き続き指定を行いたいと考えていることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により平成28年4月1日より公の施設の指定管理者として再度指定するものです。

なお、指定期間は平成28年4月1日から平成32年3月31日の4か年となりますが、同年に、むつざわスマートウェルネスタウンの開設が計画されていることから、年度途中においてその施設の開設が行われた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その日をも

ってその指定を取り消すものとしたします。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりまして、議案第1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定について詳細をご説明いたします。

睦沢町行政不服審査会条例でございますが、第1条は審査会の設置規定でございます。先程町長からも説明がございましたとおり、本町のこれまでの異議申し立て等の件数に鑑み、案件が発生したごとに設置するものでございます。

第2条は、審査会の所掌する事務について規定しております。具体的には、法43条及び第5章74条以降の規定されたものを所掌することとなります。

第3条は、委員数の規定でございます。合議体でございますので、5人以内と規定いたしました。

第4条は、委員についての規定でございます。法律もしくは、条例や行政に関してすぐれた見識を有する者のうちから、町長が委嘱いたします。町からの諮問に対し答申する機関でございますので、現在考えておりますのは、情報公開や個人情報審査会の委員さん方をお願いしたいと考えております。

第5条は、委員の守秘義務についての規定でございます。

第6条では、委員の政治活動等の制限を定めております。客観的な公平性を担保するための規定でございます。

第7条は、審査会の会長に関する規定、第8条では審査会の庶務を総務課で処理することとさせていただきます。

第9条は、委任事項の規定でございます。審査会に必要な事項は、会長が審査会にその都度諮って定めるものとしております。

最後になりますが、本審査会の委員の報酬でございますけれども、他の委員さんの報酬の改正もでございますので、議案第7号で審議いただきます特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で規定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 手塚生活環境・地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命により、まず議案第2号の詳細な内容についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

議案第2号といたしましては、睦沢町空家等の適正管理に関する条例の制定でございます。

まず第1条では、この条例の目的といたしまして、こちらのほうは国の法律であります空家等対策の推進に関する特別措置法の中でも目的として、第1条で述べられておりますが、その目的を引用させていただいたものを第1条として定めさせていただいております。

第2条につきましては定義でございますが、まずは空家等、これに対する定義、それから第2条の2といたしましては特定空家等ということで、この特定空家、これが今一番問題となっている部分であります。この中のいわゆる下段の部分で、放置することが不適切である状態にあると認められる空家ということの定義でございます。

第3条におきましては、空家等の所有者、いわゆる空家の所有者または管理者についての責務について定めさせていただいております。

また、第4条におきましては町の責務について定めているところでございますが、議案の一番下のところになります。国の法律の特別措置法の第6条第1項に規定する空家等対策の計画の作成、これについて定めたものでございます。

また、この計画につきましては、国の法律では必ず作りなさいということではなく、作成することが出来るというような規定になっております。しかしながら、今後このような特定空家等が発生した場合、国の補助金等を使用するに当たってはこの計画がないと出来ないということの中から、今回、この後説明させていただきますが、計画のほうも策定していくということでございます。

第5条につきましては、空家等対策計画についての、どのような事項を定めていくかというところを規定したものでございます。

また、第6条でございますが、こちらの協議会についての定めでございます。こちらも法律の第7条第1項の規定により、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織すると。こちらの協議会につきましても、国の法律上では必ず作りなさいということではなく、作ることが出来るという規定になっておりますが、先程国の補助金について触れましたが、国の補助金を使う場合には、こちらの協議会についても設置が必須になっているというようなことから、こちらのほうは協議会を設置することに対する定めでございます。

また、協議会の定数については10名以内というふうに定めさせていただいております。

続きまして、第7条でございますが、こちらは情報提供、実際、空家が各住民の側から、空家がどこにあって、今非常に危険な状態である等の情報提供をいただくという内容でございます。

第8条においては、それを受けまして、町としては立入調査を行うといった内容の規定でございます。

また、先程町長の提案理由の説明の中にもございましたが、第9条では、空家等の所有者等に関する情報の利用と、こちらについては町の所有します固定資産税の課税台帳その他の個人情報に関するものを利用した中で、その空家の所有者また管理者の特定をしていくような情報として使っていくというような内容でございます。

続きまして、第10条においては、所有者によって空家等の適切な管理の推進、これに対してのまず情報の提供、また助言を行うという内容でございます。

また、11条におきましては、跡地の活用、この法律また条例自体がただ単に危険な状態の空家を除去することを目的としているわけではなく、利活用出来るものについては積極的に利活用していくというような趣旨も併せて持っておりますので、その辺の活用について定めたものです。

また、12条においては、こちらから、12条から15条にかけては、町が段階的に行っていくことでございますが、12条については、まずは助言または指導を行います。それを受けて、改善が見られないとなった場合、次のステップとして13条において勧告を行います。さらに、その勧告を受けた方が、またその措置がとられなかった場合、それについては必要があれば、命令、これが14条でございます。そして、15条の代執行というふうな流れの事務になっております。

続いて、16条については、民事による解決との関係について定めたものでございます。

また、17条、これに関しましては、当然、空家等の危険な状態、これは防犯上、犯罪の可能性も含んでおりますので、ここについては、この協力要請については、本町の区域を管轄する警察署等に立入調査の際、また、助言、指導、勧告、命令等の情報を提供する中で、必要な協力を求めていくといったものを定めたものでございます。

この条例に関しまして、18条は委任でございますが、必要な事項は規則で定めるということでございます。また、この条例は、28年4月1日から施行するということの定めでございます。

お手元の資料の審議資料をお開きいただきたいと思います。

審議資料の1ページでございますが、こちらにつきまして、空家等の適正管理に関する条例の施行規則の案を示させていただいております。こちらでは、主に先程条例で説明をいたしましたことの、細部についてものを定めたものでございますが、それが2ページにわたっております。また、3ページ以降16ページまでの間は、色々各様式を定めた案でございます。

また、審議資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

審議資料17ページにつきましては、空家等対策協議会、先程ご説明申し上げました協議会の設置に関する規則の案となっております。この中の組織の第3条の下段、5のところを見させていただきたいと思いますが、先程申し上げました定員を10名、それぞれの委員となっております。ただ方たちをこのように規定させていただいておるところでございます。

空家等の適正管理に関する条例につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

引き続き議案第3号の説明をさせていただきたいと思います。

議案の第3号をお開きいただきたいと思います。

申し訳ございません。議案の第3号につきましては、陸沢町空地の適正管理に関する条例の制定でございます。

こちらにつきましては、先程第2条におきまして、空家等に関する条例を制定ということをお願いしたわけでございますが、今度は空地でございます。これにつきましては、あえて一つの条例にせず分けさせていただきました。やはり、空家等の関係と単なる空地の場合の性格上を考えると、なかなか一つの条例の中では難しいという判断の中から、あえて空地は空地としての条例を考えさせていただいたところでございます。

内容についてご説明を申し上げます。

まず、第1条におきましては空家同様、この条例の目的について述べたものでございます。

第2条につきましては、それぞれの定義でございます。空地に関する事、所有者に関する事、町民等に関する事、雑草等に関する事、管理不全な状態に関する事でございます。

また、第3条におきましては所有者等の責務について定めたものでございます。

また、第4条については町の責務についての定めでございます。

また、第5条以降、空家等と同様に情報提供、これについては同じような考えで、第5条で定めさせていただいております。

それを受けて、第6条において調査等の内容を定めたものでございます。

また、第7条以降は、町の対応としてのものでございますが、まず空地に関しましては、

空家同様、指導を行い、その指導をしたにもかかわらず不健全な状態が改善されないという場合に、第8条において勧告を行うということでございます。

空地に関しては、その後の命令とか、あとは代執行、これについての定めがございません。これに関しましては、空地に関しては国の上位法律が存在していないということの中から、空地に関しましては勧告までということの定めさせていただいております。

また、9条におきましては、警察その他の関係機関との連携についてを定めたものでございます。

そして、10条では適用除外、また、委任として11条で、必要な事項を定めるということになっております。

また、附則の中で、この条例の施行日に関しましては、平成28年4月1日からの施行ということでございます。

最後に、審議資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、睦沢町空地の適正管理に関する条例の施行規則の案を添付させていただいております。先程の空家と同様に条例に対しての細部についての規定を定めたものでございます。

また、その次の20ページ以降については、26ページまでになりますが、それぞれの様式について定めをさせていただいた案でございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） それでは、議案第4号の睦沢町教育支援委員会条例の制定についてご説明させていただきます。

本条例につきましては、現在あります睦沢町心身障害児童生徒就学指導委員会条例にかわり新たに制定するものでございます。この趣旨といたしましては、学校教育施行令、また文部省の通達によります、早期から教育相談、支援、そして就学決定時のみならずその後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能充実を図るということ、そして、教育支援委員会といった名称にすることが適切であるということが出されたものでございます。

名称につきましては、心身障害児や就学指導といった言葉が時代にそぐわないということ、また、指導については、支援という言葉が適切であろうというような指摘もあるということで、そういう名前にしたらということでございます。

このことから、本町におきましても新条例を制定いたしまして、障害のある児童生徒並び

にその保護者の方々にも、より一層の支援を図りたいというものでございます。

条例第1条では、目的と設置を教育委員会に置くということなど、それから第2条では、委員会の所掌事項、第3条では、委員の構成について規定し、委員の数につきましては、心身障害児童生徒就学指導委員会と同数といたしております。

第4条から6条までは、委員の任期、委員長等の規定、会議の招集等であります。

また、附則におきまして、施行期日と心身障害児童生徒就学指導委員会条例の廃止を行う規定となっております。

よろしくお願ひ申し上げます。

説明は以上です。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

審議資料の92ページをご覧ください。

主な改正内容でございますけれども、猶予に係る徴収金の分割納付等について定める規定を設けてあります。納期ごとに税額が決まっておりますけれども、1回で納めることが出来ない方について、分割で納めるという納付の方法を規定したものです。

次に、2番目としまして、猶予に係る申請書の記載事項について規定を定めたものでございます。

3番目としまして、申請書に係る添付書類です。そちらのほうの規定を設けたものでございます。

次に、4番目としまして、猶予に係る担保の徴収基準ですけれども、担保の猶予、徴収猶予の金額が100万円以下の場合ですと担保は要らないという規定でございます。今まで地方税法では、50万以下と規定されておりましたけれども、今度改正になりまして、条例のほうで100万円以下ということで緩和がされているところです。

5番目としまして、猶予申請に係る訂正等があった場合の訂正期限を設けたものです。通知を受けた日から20日ということで規定を設けたものです。

6番目としまして、申請による換価の猶予における申請の期限を規定したものでございます。猶予の申請期限は、納期限から6か月、半年内という規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました日程第7、議案第1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定についてから日程第13、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16、議案第12号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議案第25号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定についての11議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第1号から議案第7号、議案第10号から議案第12号、議案第25号の11議案に関する質疑等は後日の日程とすることに決定いたしました。

◎休会の件

○議長(市原重光君) 日程第18、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日5日から10日までの6日間は、議案調査、予算審査特別委員会の開催のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、明日5日から10日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、3月11日は定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

◎散会の宣告

○議長(市原重光君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日は散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時49分)